

伊那市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

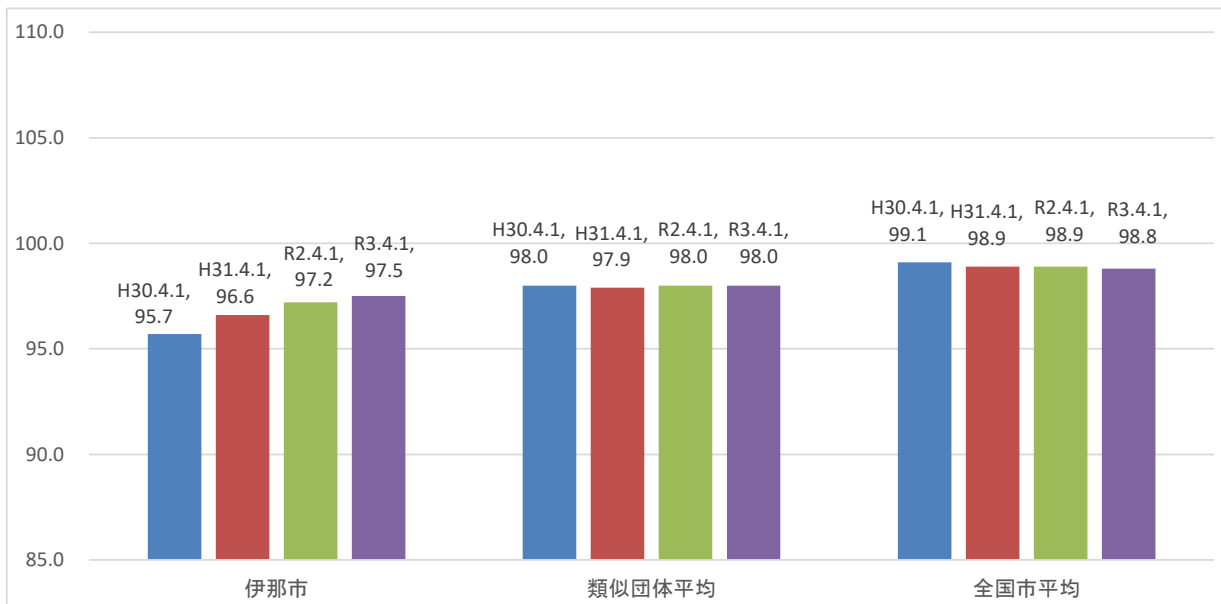
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	67,442	47,781,256	935,343	6,381,796	13.4	13.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	521	1,842,722	402,890	757,859	3,003,471	5,765	4,604

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数です。
 また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、 $C = \frac{\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給率})}{(1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率})}$ により算出。()地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数で
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 ※令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動(採用、退職、経験年数階層の変動)

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引き下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び伊那市の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し、伊那市においても3%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、
給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給、平成28年4月1日から3%を支給。

(参考)

	平成27年度の支給割合		平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	4月1日時点	遡及改定後	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合	の支給割合
国基準による支給割合	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%
伊那市の支給割合	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
伊那市	46.2 歳	330,499 円	398,062 円	369,013 円
長野県	45.2 歳	332,500 円	398,943 円	366,374 円
国	43.0 歳	325,827 円	- 円	407,153 円
類似団体	42.3 歳	316,706 円	379,358 円	346,620 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)
伊那市								
バス運転手	49.0歳	2人	354,900 円	409,420 円	409,736 円	営業用バス運転手	51.8歳	299,400 円
長野県	58.5歳	5人	280,400 円	295,940 円	290,873 円	-	-	-
国	50.9歳	2,201人	286,947 円	- 円	328,603 円	-	-	-
類似団体	51.9歳	21人	311,873 円	339,933 円	327,337 円	-	-	-

区 分	参 考			
	(A/B)	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
伊那市				
バス運転手	1.37	6,764.6 千円	3,592.8 千円	1.88

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成29年～平成31年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 伊那市職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		伊 那 市	長 野 県	国
一般行政職	大 学 卒	182,200 円	192,600 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	158,100 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	採用なし	153,500 円	- 円

(3) 伊那市職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,293 円	350,106 円	363,742 円	383,110 円
	高 校 卒	該当者なし	324,983 円	350,190 円	362,757 円
技能労務職	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和3年4月1日現在)

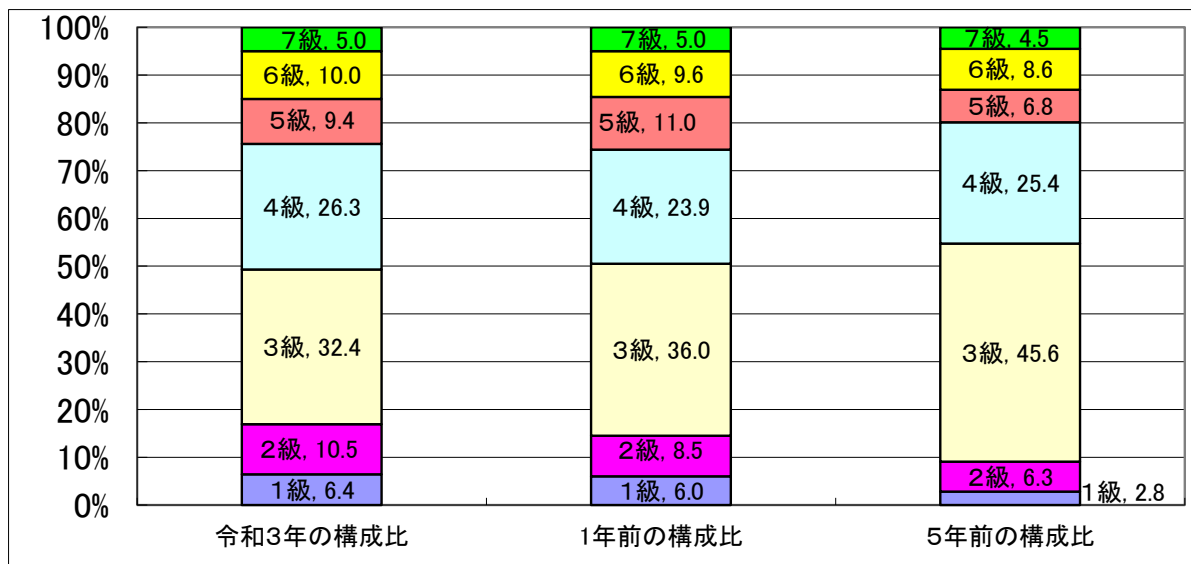
区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事又は技師の職務 2 書記又は技手の職務 3 給食技師の職務	23	6.4	146,100	247,600
2 級	1 高度な知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする給食技師の職務	38	10.5	195,500	304,200
3 級	1 主査又は技術主査の職務 2 主任又は技術主任の職務 3 主任給食技師の職務	117	32.4	231,500	350,000
4 級	1 係長の職務 2 支所長の職務 3 園長の職務 4 副園長の職務 5 副主幹又は副技幹の職務	95	26.3	264,200	381,000
5 級	1 課長補佐の職務 2 室長補佐の職務 3 議会事務局次長の職務 4 委員会等の事務局の次長の職務 5 主幹又は技幹の職務	34	9.4	289,700	393,000
6 級	1 課長の職務 2 室長の職務 3 企画調整幹の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 副参事の職務	36	10.0	319,200	410,200
7 級	1 部長の職務 2 管理監の職務 3 会計管理者の職務 4 総合支所長の職務 5 局長の職務 6 福祉事務所長の職務 7 議会事務局長の職務 8 教育次長の職務 9 参事の職務	18	5.0	362,900	444,900

(注) 1 伊那市給与条例に基づく給料表の区分による職員数です。

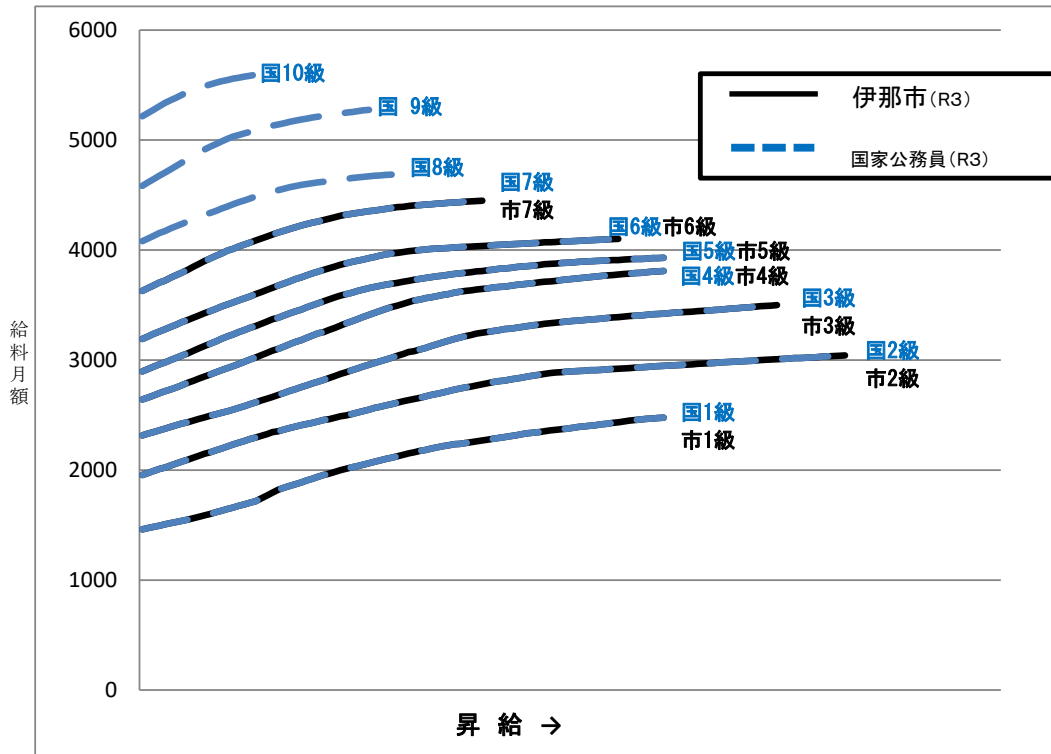
2 一般行政職の職員数に、福祉職、医療職、企業職等は含まれないので、市職員数とは異なります。

3 基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

4 この表において「委員会等の事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第1項の規定により置かれる委員会及び委員の事務局(教育委員会を除く。)をいいます。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(伊那市)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期	令和4年度		令和4年度		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

伊 那 市		長 野 県		国	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,430 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,697 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 公表数値がありません	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 15 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 15 ~ 25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ~ 20 % ・管理職加算 10 ~ 25 %	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況 (伊那市)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
㊦ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率	○	○	○	○
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
㊧ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

伊 那 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695	24.586875	勤続20年	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075	勤続25年	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.7090	勤続35年	39.7575	47.7090
最高限度額	47.7090	47.7090	最高限度額	47.7090	47.7090
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり 平均支給額	千円 6,108	千円 19,442	1人当たり 平均支給額	公表数値がありません	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		59,668 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		114,526 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
伊那市	3 %	521 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		0.0 %		
手当の種類(手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和2年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業手当	健康推進担当職員	感染症等の病原体に汚染されている区域において、患者の救護、搬送、病原体の付着した物件等の処理に従事したもの	0 円	1日につき500円
行旅死亡人取扱手当	福祉事務所勤務職員	行旅死亡人処理作業へ従事したもの	0 円	1件につき3,000円
死体取扱手当	福祉事務所勤務職員	福祉事務所等に勤務する職員で死体の収容、死後の処置に従事したもの	0 円	1件につき2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	101,726 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	195 千円
支給実績(令和元年度決算)	146,394 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	276 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当 (令和3年4月1日現在)

区分	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額6,500円 ・子 月額10,000円 ・子以外の扶養親族 月額 6,500円 ・満15歳に達する日後の年度の初めから満22歳に達した日後の年度末までの扶養親族一人につき 月額5,000円加算	同		千円 48,846	円 257,084
住居手当	貸家等の家賃を支払っている職員に支給 ・家賃月額23,000円以下 手当額=支払家賃-12,000円 ・家賃月額23,000円超61,000円未満 手当額=(支払家賃-27,000円)× 1/2+11,000円 ・家賃月額61,000円以上 手当額28,000円	同		千円 17,011	円 223,829
通勤手当	通勤に交通機関を利用する職員に支給 運賃相当額(限度額 月額55,000円) 自動車等の交通用具を使用する職員に支給 片道 2km以上 5km未満 月額 2,000円 片道 5km以上 10km未満 月額 4,200円 片道10km以上15km未満 月額 7,100円 片道15km以上20km未満 月額10,000円 片道20km以上25km未満 月額12,900円 片道25km以上30km未満 月額15,800円 片道30km以上35km未満 月額18,700円 片道35km以上40km未満 月額21,600円 片道40km以上45km未満 月額24,400円 片道45km以上50km未満 月額26,200円 片道50km以上55km未満 月額28,000円 片道55km以上60km未満 月額29,800円 片道60km以上 月額31,600円	同		千円 20,745	円 47,910
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、市長が定める職員に支給 7級職員 月額66,735円 6級職員 月額49,224円	異 (低い)	国は特別調整額として支給 8/100～ 25/100	千円 32,478	円 579,964
単身赴任手当	異動により転居し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、距離制限を満たす職員に支給 ・月額30,000円に交通距離(職員の住居と配偶者の住居までの距離)に応じて上限70,000円を加算した額	同		千円 892	円 297,333
休日勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が休日であった場合に、勤務した職員に支給 手当額= 1時間あたりの給与額×1.35×勤務時間	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規に割り振られた勤務時間が深夜(午後10時から翌日の午前5時)であった場合に、勤務した職員に支給 手当額= 1時間あたりの給与額×0.25×勤務時間	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき5,200円 勤務した時間が5時間未満の場合は半額	異 (高い)※	国は勤務1回につき4,200円	千円 2,444	円 4,691
管理職員特別勤務手当	管理、監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 管理職手当支給割合に応じ、3,000円～8,000円	異 (低い)	国は管理職手当の支給割合に応じ 6,000円～ 27,000円	千円 286	円 5,107

災害派遣 手当	災害応急対策又は災害復旧のため、国又は他の地方公共団体から派遣された職員で住所を離れて本市に滞在する者に支給 1日につき6,620円以内			千円 0	円 0
寒冷地 手当	11月から翌年3月までの間下記区分により支給 ・世帯主である職員で扶養親族のあるもの 月額17,800円 ・世帯主である職員で上記以外のもの 月額10,200円 ・世帯主以外の職員 月額 7,360円	同		千円 28,193	円 54,113

※地方公務員については、労働基準法の適用を受け、手当支給額の計算方法が国と異なるため。

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
		(参考)類似団体における最高 / 最低額	
給 料	市 長	928,000円	1,000,000 円 / 454,000 円
	副 市 長	768,000円	802,000 円 / 585,000 円
報 酬	議 長	467,000円	550,000 円 / 347,900 円
	副 議 長	391,000円	515,000 円 / 285,100 円
	議 員	368,000円	470,000 円 / 268,200 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 議 長 副 議 長 議 員	(令和2年度支給割合) 6月期 1.7月分 12月期 1.65月分 計 3.35月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×勤務月数×40/100	(1期の手当額) (支給時期) 17,817,600 円 任期ごと
	副 市 長	給料月額×勤務月数×28/100	10,321,920 円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

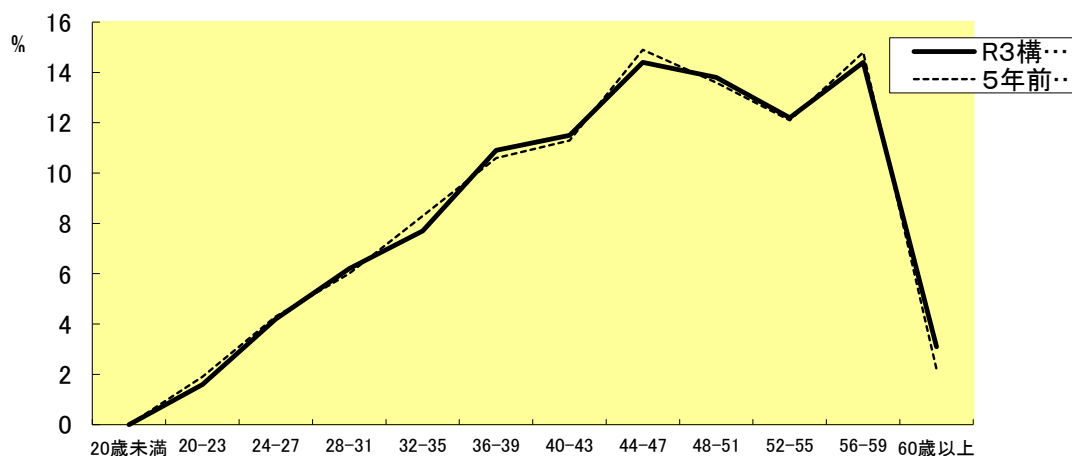
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	
		総 務	142	134	-8	業務の見直しによる減
		税 務	35	35	0	
		労 務	1	2	1	業務の見直しによる増
		農林水産	35	35	0	
		商 工	27	25	-2	業務の見直しによる減
		土 木	44	43	-1	業務の見直しによる減
		民 生	159	157	-2	職員の退職に伴う非常勤職員化による減
		衛 生	35	40	5	業務の見直しによる増
	計	482	475	-7	<参考> 人口1万当たり職員数 70.43 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 62.46人)	
	教 育	48	46	-2	職員の退職に伴う非常勤職員化による減	
	小 計	530	521	-9	<参考> 人口1万当たり職員数 77.25 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 83.14人)	
公営企業等部門	病 院	9	9	0		
	水 道	20	20	0		
	交 通	2	2	0		
	下 水 道	17	16	-1	業務の見直しによる減	
	そ の 他	30	27	-3	業務の見直しによる減	
	小 計	78	74	-4		
総 合 計		608	595	-13	<参考> 人口1万当たり職員数 88.22 人	
		[661]	[661]	[0]		

- (注) 1 職員数は消防職等を除く、一般職に属する職員の数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	4人	20人	40人	37人	47人	47人	66人	72人	80人	83人	67人	26人	589人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)	
	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年		
一般行政	482	477	471	485	482	475	-7	(-1.45%)
教育	68	63	61	51	48	46	-22	(-32.35%)
普通会計計	550	540	532	536	530	521	-29	(-5.27%)
公営企業等会計	80	76	77	80	78	74	-6	(-7.50%)
総合計	630	616	609	616	608	595	-35	(-5.56%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 勤務時間等の状況(標準的なもの)

(令和3年4月1日現在)

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	勤務時間		休憩時間	
		開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分	午後1時00分

(注) 市民課及び保育園等では、時差出勤を導入しています。

8 年次有給休暇の取得状況

(令和2年1月1日～令和2年12月31日)

付与日数	平均取得日数
1年につき20日 翌年への繰越 最高20日	9.1日

年次有給休暇のほかに次のような休暇があります。

- ・療養休暇
- ・特別休暇(産前・産後休暇、ボランティア休暇など)
- ・介護休暇(無給)
- ・組合休暇(無給)

9 育児休業の取得状況

(令和2年度)

区分	女性	男性
新規取得	9人	2人
前年度から継続	20人	0人

10 処分の状況

(令和2年度)

区分	分限処分					懲戒処分				
	免職	休職	降任	降給	計	免職	停職	減給	戒告	計
職員数	0人	2人	0人	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人

(注) 1 人数は延べ人数によるものです。

- 2 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない時に公務能率の維持・向上のために、職員の意に反して行う処分。いわゆる「病気休職」など。
- 3 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、秩序維持のために職員の責任を追及して行う制裁。

1.1 職員の営利企業等従事許可の状況

(令和2年度)

内 容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員など	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むもの	0件
報酬を得て事業若しくは事務に従事するもの(各種統計調査員報酬など)	121件

1.2 研修の状況

(令和2年度)

研 修 内 容	参加人員
職層研修	延べ 205人
専門研修	延べ 22人
派遣研修	延べ 7人
その他	延べ 674人

1.3 福利厚生状況

(1) 職員共済組合

- ・長野県市町村職員共済組合において、短期給付(医療保険)長期給付(年金)、福祉事業(保健事業・貸付事業)を行っており、職員は共済組合の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき費用負担をしています。

(2) 職員健康診断の実施状況

(令和2年度)

主な検診内容	受診者数
定期健康診断	587人
胃 検 診	141人
大 腸 検 診	204人
子宮がん検診	121人
乳がん検診	66人
前立腺がん検診	86人

その他に、VDT検査、B型肝炎検査などを実施しています。

(3) 職員の労働安全衛生対策

- ・伊那市職員安全衛生委員会の開催
- ・職場巡視の実施
- ・健康相談の実施(産業医・保健師・臨床心理士など)
- ・長時間勤務者に対する産業医等による面談の実施
- ・安全講習会、メンタルヘルス研修会の開催
- ・予防接種の実施
- ・ポータルサイトを利用した健康情報の提供

(4) 職員互助会の設置

- ・地方公務員法第42条に基づく職員の保健その他厚生に関する事業を実施するため伊那市職員互助会が組織されています。
- ・会の運営は、会員からの会費(毎月 給料月額3/1000)と市からの委託料で行われています。なお、令和2年度に市から職員互助会へ支払われた委託料は、職員1人あたり年間4,644円でした。

1.4 公務災害の認定状況

(令和2年度)

区 分	認定件数
公務災害	6件
通勤災害	0件

公務上や通勤途上での災害については、地方公務員災害補償基金から補償が行われます。

1.5 不利益処分に関する不服申し立ての状況

(令和2年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0件